

矢部川流域景観計画区域内の届出について

福岡県では、矢部川流域の良好な環境を守り育てるため、平成21年3月に、景観法に基づく「矢部川流域景観計画」を策定。併せて、「福岡県美しいまちづくり条例」を一部改正し、届出対象行為等を定めました。

平成21年7月1日以降、この景観計画区域内において、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、その他開発行為等を行おうとする場合は福岡県への届出が必要となり、平成22年の市町村合併で八女市となった区域は届出先が八女市へ変わりました。

届出対象区域

※旧八女市と八女市上陽町は八女市文化的景観計画区域です。

八女市黒木町、同立花町、同矢部村、同星野村の区域が対象となります。

■ 矢部川流域の位置



■ 届出が必要な区域



届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	規 模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る建築物の延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」*1は500㎡以上）又は高さが10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」*1は500㎡以上）又は高さが10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの
(2) 工作物*2の建設等	
新設、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが10m以上のもの（電柱は15m以上）
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の高さが10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの
(3) 開発行為（都市計画法に基づく開発行為）	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	届出対象となる建築物および工作物に対して行われるもの

*1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

*2 対象となる「工作物」は次に掲げるもの。

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車庫

届出の方法

- 提出図書 届出書（様式2号）、チェックシート、図面、写真等
 - 提出部数 正副2部
 - 提出先 八女市 定住対策課 町並み景観係
- ・様式はホームページからダウンロードできます。

環境色彩基準

■基本的考え方

- ・立地する場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建物、自然環境と調和する色彩とする。
- ・原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい色彩を基本とする。
- ・群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現は認める。

■環境色彩基準

○建築物に関する環境色彩基準

※ 日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。）

	部位	色相	明度	彩度
山、谷あい、 河川、まち (矢部村・星 野村)	外壁基調色	7.5R ~ 2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色 (N)	7.5 以下	
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根色	2.5GY ~ 7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色 (N)	7.5 以下	
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
丘、田園、	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色 (N)	—	
	屋根色	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色 (N)	7.5 以下	
まち (矢部 村・星野村を 除く)	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色 (N)	—	
	屋根色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色 (N)	—	

※外壁各面の 4/5 は、基調色の基準に適合した色彩とする。

○工作物に関する環境色彩基準

※ 日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。）

	色相	明度	彩度
山、谷あい、河川	全て	7.5 以下	4.0 以下
丘、田園、まち	全て	—	4.0 以下

詳細については、八女市担当窓口へお尋ねください。ホームページでもご覧になれます。

八女市 建設課 都市計画係

〒834-8585 八女市本町647 TEL : 0943-24-9456

八女市ホームページ <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>

Eメール toshikeikakukakari@city.yame.lg.jp